

2 申告書等の使用区分

措法41の5又は措法41の5の2の適用を受ける場合

	区 分	使 用 す る 申 告 書 等	
1	給与所得のみの者が、その年に生じた通算後譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書B ・ 申告書第三表(分離課税用) 	左の様式その他、次の場合に応じ、それぞれ次の様式を使用する。 イ 措法41の5を適用する場合 ①及び② ロ 措法41の5の2を適用する場合 ③及び④
2	上記1以外の者が、その年に生じた通算後譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書B ・ 申告書第四表(損失申告用) 	
3	特定損失額について、損益通算の特例の適用を受ける場合(翌年以後に繰り越される譲渡損失がない場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書B ・ 申告書第三表(分離課税用) ・ (損益の通算の計算書) 	

- ① 「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)【租税特別措置法第41条の5用】」
- ② 「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」
- ③ 「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)【租税特別措置法第41条の5の2用】」
- ④ 「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」